

輸出入申告データの利活用

令和 3 年 1 0 月 8 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

輸出入申告データの利活用に向けた取組み

背景等

- 政府保有データについては、「オープンデータ基本指針」（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定 令和元年6月7日改正）等において、オープンデータを原則としつつ、それが不適當な場合であっても、支障のあるデータ項目を除いて積極的に公開等を行うこととされている。
- 輸出入申告等に基づき税関が保有する輸出入申告データについて、学術研究等に活用するために必要な環境整備等を検討。

これまでの経緯と今後の方向性

- 本年6月30日から7月30日までの間、「共同研究方式」（参考）についてパブリック・コメントを実施。
（参考）「共同研究方式」：①輸出入申告データを利用する共同研究を財務省が公募し、②輸出入申告データを利用する研究者には財務総合政策研究所の客員研究官に任命して国家公務員法上の守秘義務を課したうえで、③輸出入申告データの利用を可能とする方式。
- 本年9月15日、有識者会議を開催し、共同研究において輸出入申告データの利用を可能とするためのガイドライン等を決定。本年10月以降、共同研究の公募及び審査を行い、2022年2月以降、共同研究を開始する予定。
- 共同研究方式に加え、輸出入申告データの更なる利活用に向けた検討を実施。

2021年～2022年

8月	9月	10月	11月～1月	2月	未定
----	----	-----	--------	----	----

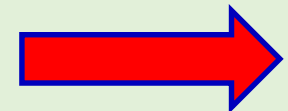
共同研究による利用検討

有識者会議設立
ガイドライン等決定

研究公募

研究内容の審査

共同研究開始



（注）第2回公募については、2022年6月頃の実施を予定。

定義

- 財務省が設置し、その求めに応じ、合議により個票データ等の利用の諾否について財務省に対して意見を述べるとともに、個票データ等の利用者に対して、学術的な観点から意見を述べる有識者から構成される会議。
(ガイドライン第2の9)

利用申出に対する審査等

- 審査方法、共同研究決定手続等への助言。(ガイドライン第6の1)
- 個票データ等の利用申出について、財務省の求めに応じて審査を実施し、その終了後に意見を取りまとめて財務省に提出する。(ガイドライン第6の1)
 - ・データ利用目的及び分析手法、利用の必要性の評価
 - ・過去の実績等を勘案した研究内容の実現可能性の評価 (ガイドライン第6の2)

その他

- 申出書の記載事項に変更が生じた場合の審査。(ガイドライン第9の1(2))
- 不適切利用者の処分の適用にかかる助言。(ガイドライン第13の2、利用規約第14条)
 - ・データ利用者がデータを紛失した場合の処分内容に関する意見
 - ・データ利用者が不適切な取り扱いをした場合の処分内容に関する意見 (利用規約別表)

公募にあたっては、国際貿易に関する研究分野と、その他マクロ経済及び国際金融等に関する研究分野の二つの区分を設ける。

【公表形式】

• 募集テーマ

- ① 国際貿易に関する研究（関税及び企業行動に関する分析を含む） 1～2件程度
- ② その他マクロ経済及び国際金融等に関する研究 1～2件程度

• 共同研究の選定・実施手続きと今後のスケジュール

申請いただいた研究計画については、ガイドライン記載の審査基準を満たすことを確認したうえで、「輸出入申告データを活用した共同研究に関する有識者会議」の意見を踏まえ、財務省において、第1回の共同研究期間（令和4年春から2年間を想定）に実施する共同研究を決定し、令和4年2月を目途に結果を書面にて代表者に通知いたします。

(参考③) 共同研究に使用する輸出入申告データのイメージ

第1回有識者会議 資料
(2021年9月15日)

税関のシステムに蓄積された個々の輸出入申告をデータベース化して共同研究に使用。

共同研究に使用するデータのイメージ (輸入申告の例)

輸入申告番号	申告申請年月日	仕出人名	輸出入者番号	輸出入者英字名	NACCS品目コード	インボイス価格	インボイス通貨コード	運賃	関税課税標準額	関税額	関税課税標準数量	関税課税標準単位
12345678900	2014/01/01	SOY SAUCE INTERNATIONAL LTD	1234567890123-9000	ZAIMUSOKEN CO., LTD	2103100005	200,000	JPY	50,000	250,000	18,000	2,000	KG
23456789010	2016/05/15	KAWARA S.A.	2345678901234-0000	KANZEIKYOKU CO., LTD	6905100005	2,000	USD	500	273,750	5,475		5MT
34567890120	2020/12/31	BALL LLP	3456789012345-0000	SMARTZEIKAN LLC	9506320003	2,000	EUR	500	324,550	0	2,500	NO

(注) 上記輸入申告データイメージは財務省において作成した架空のもの。仕出人や輸出入者は実在しない。